

序 論

第1節 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

本市は、平成 30（2018）年に策定した第 8 次土浦市総合計画に基づき、「水・みどり・人がきらめく 安心のまち 活力のまち 土浦」の実現を目指し、「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくり、行財政改革の推進と市民サービスの向上の 2 つを計画推進の基本姿勢に位置付け、市民や団体、NPO¹などと共に、これまでより一歩進んだ協働によるまちづくりと、効率的で無駄のない行財政基盤を確立させることによる、持続可能なまちづくりを進めているところです。

しかしながら、今日、我が国においては、明治 32（1899）年の統計開始以来、年間の出生数が初めて 90 万人を割り込むなど、少子化が予想を超えるスピードで進行しています。また、経済のグローバル化²や地球規模での環境問題の顕在化、ICT³社会の進展など、社会構造そのものが大きな転換期を迎えており、本市を取り巻く社会経済情勢は急激に変化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、これまで培ってきた社会の在り方や価値観、また、行動様式を根本から覆すような劇的な変化をもたらしており、市民の生活や地域の経済活動はもとより本市の財政状況への影響は計り知れないことから、市政運営も、新型コロナウイルス感染症収束後の社会形態を見据えたものに迅速に変化させていかなければなりません。



一方で、平成 27（2015）年 9 月に、国連において開催されたサミットにおいて、全会一致で採択された SDGs⁴

（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」という理念の下、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12（2030）年を年限とする 17 の国際目標が掲げられており、本市においても、SDGs の理念・考え方を十分に踏まえ、様々な評価軸を組み込んだ上で、各施策・事業を推進していく必要があります。

- 1 **NPO** 「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称
- 2 **経済のグローバル化** 資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。
- 3 **ICT** 「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略称で、情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称
- 4 **SDGs** 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成 27（2015）年 9 月に国連で採択された、持続可能な社会の実現のために取り組むべき国際的な目標のこと。17 のゴール、169 のターゲットから構成される。

このようなことから、現計画の期間内ではあるものの、改めて、時代の潮流を見定めた上で、社会経済情勢のあらゆる変化に柔軟かつ的確に対応するとともに、市民の誰もが個性と多様性を互いに尊重し、それぞれの夢や希望がかない、生きがいを感じ、その人らしく暮らせるまちづくりを実現するため、令和4（2022）年度を初年度とする新たな総合計画を策定するものです。

（2）計画の位置付け

本計画は、本市が策定する計画の中で最上位に位置付けられる計画として、今後とも長期的な展望に立った計画的な市政運営を行うための総合的な計画となります。

具体的には、社会経済情勢等の変化に的確に対応し、市勢の一層の発展を図るため、本市の目指すべき将来の姿とそれを実現するための政策の方針を明らかにし、将来のまちづくりの指針とするとともに、令和4（2022）年度からの総合的かつ計画的な市政運営のための基本方針とするものです。

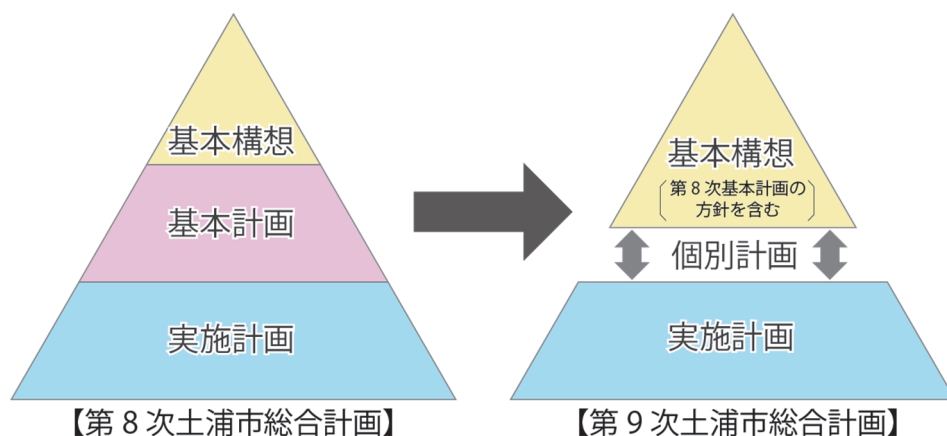


第2節 計画の構成と期間

(1) 総合計画の構成

第8次土浦市総合計画では、構成を「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層構造としていますが、基本計画については、5年ごとの見直しとなり、社会経済情勢の急激な変化に柔軟に対応できず、また、個別計画との峻別が曖昧になるなどのデメリットもありました。

このようなことから、第9次土浦市総合計画の構成については、昨今の社会経済情勢の目まぐるしい変化にいち早く対応できるよう、基本構想及び実施計画の2層構造の体系とし、基本計画については、現計画の方針に該当する部分を基本構想に含めた上で、各分野の個別計画に置き換え、基本構想と実施計画を接続する役割を担わせるものとします。



- 基本構想…まちの将来像を定めるとともに、将来像を実現するための政策の方針を体系的に示すもの
- 基本計画…基本構想に基づき、取り組むべき施策・事業を体系的に示すもの
- 個別計画…基本構想に基づき、取り組むべき施策・事業を個別に示すもの
- 実施計画…各計画に定めた主な事業を中心に、財政状況や社会経済情勢と整合を図りながら、実施する事業を定めるもの

(2) 総合計画の期間

基本構想の期間は、令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間とします。また、実施計画は基本構想に掲げた政策方針を実現する個別計画を具現化するための計画であり、計画期間は 3 年間とします。さらに、計画の実効性と弾力性を確保するため、毎年度、ローリング方式¹による見直しを行います。

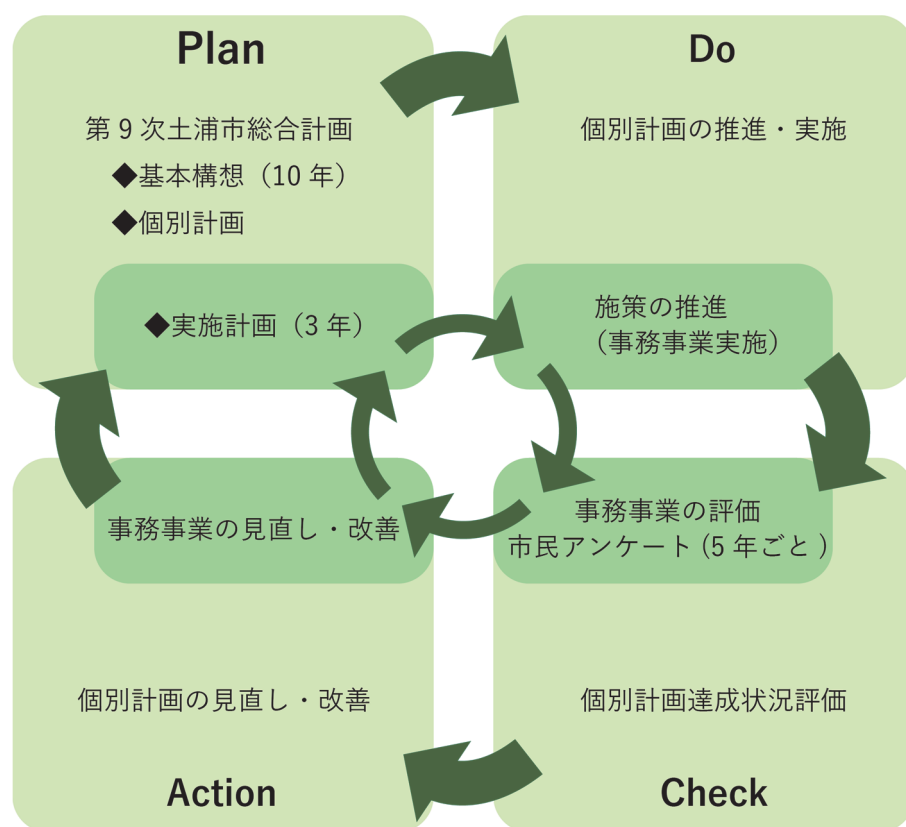
令和 3年度	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)	13年度 (2031)	14年度 (2032)
	基本構想(構想期間10年間)										
	3ヵ年実施計画										
		3ヵ年実施計画									
			3ヵ年実施計画								

¹ ローリング方式 中長期の計画などを、一定期間が経過することに見直しをすること。

第3節 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCAサイクル¹による進捗管理と計画の進展に向けた改善を着実にを行います。具体的には、基本構想と実施計画を接続する個別計画を基本目標ごとに位置付け、施策・事業については、この個別計画において進行管理を行います。あわせて、総合計画においては、施策・事業の実施により発生する効果・成果を表す指標と指標に対する目標値について、代表的なものを抽出した上で、優先的・重点的に取り組む政策方針に位置付けられた施策・事業については、毎年度その進捗状況を公表するとともに、個別計画の進行管理を通じた事務事業評価や市民満足度調査（アンケート）などの結果を踏まえて分析・評価します。

また、個別計画の見直し等の中で、本市を取り巻く社会経済情勢の変化も踏まえ、目標値の見直し及び施策・事業の改善を検討するとともに、総合計画に抽出する指標についても、その都度見直しを検討することで、総合計画の着実な推進を図ります。



PLAN (計画)	DO (実施・実行)	CHECK (点検・評価)	ACTION (処置・改善)
政策目標の設定、施策・事業目標の設定	施策・事業の予算化・実施	目標指標の達成状況調査、市民アンケート等による施策・事業の評価・効果測定の実施	事業評価・効果測定結果を踏まえて、事業の見直し・改善を実施

¹ **PDCAサイクル** 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することができる。